

舞 鶴 総 務 第 88 号

令和 8 年 8 月 26 日

舞鶴市議会議長

肝 付 隆 治 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について

(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 8 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 8 年 8 月 21 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

19,965 円

2 事件の概要

市職員が市所有自動車により舞鶴市役所本庁舎敷地内を走行していた際、ガレージ前に停車していた市が借用中の相手方自動車に接触し、相手方自動車を損傷させた。

3 発生年月日

令和 8 年 3 月 30 日

4 発生場所

舞鶴市字北吸地内

舞鶴市役所本庁舎敷地